社説

封金制度を廢す可し

現金を封の儘に仕舞ひ置くは古來各國共に行はれたる習慣にして大は國庫金を始めとして小は隱居又は後家などの輩が所謂臍繰金を巾着に貯へ置き死際に至るまで身を放さゝるが如き即ち封金の例にして此種の金は如何なる額に上るも社會の融通には一文の益をも與へず國家經濟の全體より見れば商工發達の道を妨げ富の增殖を害する其趣は喩へば農夫が收穫の秋に種を收めながら翌春に至るも之を蒔かざるが如し農夫にして若しも豫想す可からざる災厄を恐れて蒔附を躊躇したらんには其種子は倉の內に存するも田畑は荒廢に歸せざるを得ず愚の至りなれども天下の農夫に未だ斯る馬鹿者を見たる例なきに反して所謂臍繰金に至りては無益の取越苦勞して肌に着け潰くもの多きは畢竟信用なるもの社會に行はれずして銀行其他の融通機關整はざるが故に人々相互に疑惧の念を抱くが爲めに外ならず然るに西洋諸國は勿論、近年來我國に於ても金融の機關次第に整ふて信用制度も次第に發達したるが爲めに民間の預金などには封金の沙汰殆んど跡を收めんとするの色あるに際し爰に獨り怪しむ可きは政府國庫金の始末にして其取扱方は封建の昔に異ならず恰も戰國の領主が軍用金を保管するが如く一切之を封じ込めて手を附るを許さゝるの一事なり即ち現今國庫金の取扱方を見るに歳出歳入共に總て日本銀行に委任すれども銀行は恰も封金の儘に預るものなるが故に之が爲めに一錢も益することなく唯手數料として一個年若干圓の金を得るに過ぎず然るに此下附金も三十年度即ち本年限りにて廢止と爲るよしなれば日本銀行が如何に從順にして一意政府の御奉公を勵むるも幾億の金を取扱ふて然かも其欠損に對しては重き責任を負擔しながら無手數料の只奉公は到底永續す可きに非ず或は銀行自身にてはよしや之を引受くるも全國各處の本支金庫は如何にして此約束に服從するとを得べけんや今、事の實際に就て其取扱方の始末を見るに日本銀行こそ政府に對して一切の責任を負ひ手數料を得る其代りに國庫金には手を附けずして正確に保管すれども各地の本支金庫なるものは唯是れ日本銀行に對し保證を納めたる代理店にして銀行が政府より受くる手數料の中より僅ばかりの配分を得るに過ぎざれば其國庫金を嚴重に保管して成規の如く手を附けざるものは實際甚だ稀れに多くは之を流用して幾分の利益を收めつゝあるの常なりと云ふ其事情の眞實なるは毎年三月卅一日即ち會計年度の終期日に其筋にて全國一般の國庫金保管店即ち本支金庫の定期檢査を行ふ其前後に當り必ず一般の逼迫を告げて金利を動かし銀行者が互に警戒するを見ても明なる可し若しも各地の保管店が政府の命令通りにして終始その金を秘藏し置かんには檢査期日の前後に特に金融逼迫の謂なきに實際に然らざるは自から掩ふ可らざるの事實を存すればなり蓋し各本支金庫の身に取りても莫大保證金を納め勞力を多くし手數を增しながら僅かばかりの手數料に甘んじて國庫金の取扱を引受くるものは其目的手數料に非ず之に依て得る所の餘德あるが爲めに外ならず實際の事實なるに然るに政府は尙は封金主義を取りて中央金庫を始め各地の本支金庫に取扱はしむる國庫金は全く流用す可からざるものと見做す其理由殆んど解す可らず漫に殿樣風を氣取りて大眼に見るものか然らざれば迂濶にして其邊の事情を認めざるものか孰れにしても不明の譏は免れずと云ふ可し抑も封金制度は前に記したる如く古代の遺風にして今の文明社會の實際には適す可らず政府が一方より租税を收入して他方に支出するまでの其間之を遊金として庫中に秘藏し置くは唯徒に民間の融通金を絞り上げて之を錢詰と爲すに異ならず今日の實際に國庫金を錢詰として貯藏するの必要は何くに在るや況んや其錢詰法も事實に行はれざると前記の次第なりとすれば苟も危險の處なき以上は充分に責任を負はしめて一時の融通を許すも差支はなかる可し其責任は日本銀行を始めとして世間の信用ある金滿家又は銀行ならんには慥に負擔するの力ある可し決して掛念に及ばざればなり外國の實例に徵するに獨逸露西亞の如き古戰國の餘習を脱せざる國にては今尙ほ封金主義を行ひつゝあれども其他の文明國に於ては斯る古風の談を聞かず政府は唯中央銀行に對し當座の預金勘定を開き居るのみにして一方より歳入あれば之を其銀行に預け置き必要の都度取附くること恰も一般人民が銀行に預金すると同樣なるが故に我國の如く中央金庫には始終遊金の豐なるにも拘はらず民間には却て逼迫を訴ふるなどの奇相を呈することなしと云ふ至當の處置なりと云ふ可し左れば我國の現在の如く一種の保管法に依り單に日本銀行のみならず其他の銀行までも強ひて無報酬の只奉公を爲さしむるは恰も飼猫に食物を與へずして鰹節箱の番を爲さしむると同樣將來の事を考ふれば寧ろ危險の基のみならず社會不融通の一大原因を成して一國經濟上の不利益決して少小に非ざれば斷じて古風の封金主義を廢し國庫の金も民間の金同樣日本銀行を始め信用ある銀行に當座預けと爲し自由に民間に融通せしむるこそ至當の處置なる可しとして我黨の勸告する所なり

○上海特報

（四月二日）

特派員　松尾久男

●製●造●税●に●就●て●

昨日を以て當地に達したる報道なりとて北清日々の記する所に據れば清國皇帝は此程詔諭を下して器械製造品に課する稅率は普通輸入稅と一樣にして內地稅は之を課せざるとなしたりと云へば清の內地に於て製造したる物品は輸入品と同一の稅を課せらるゝ外他の課稅はせられざるなり云々とあり其記事簡單にして要領を得ずと雖も其文面より推究せば嘗て議論ありし製造品課稅問題なるが如し若し果して同問題とすれば清の內地に於て製造業を營むものは其製品が輸入せられたる時に支拂ふべき輸入稅と同額の製造稅を課せらるゝの外之を內地に運ぶも厘金若くは半稅を免除せらるゝものゝ如し抑も我政府が課稅問題に一致したる所以のものは其內實我が工業を保護するに出でたりとは云へ畢竟清國政府が新財源を得んことに汲々たるを察し寧ろ其權利を放棄するも他に權利を得るの却て我に利益あるを以て備こそ其請求に應じたるものなれ然るに今輸入稅と同一の稅率を定め一割課稅の策に出でざるは稍や奇怪の感なき能はざれども過般報道したるが如く張之洞輩は清國が工業を起すの日に當り漫に課稅を爲すは工業の前途に害あることを上奏したるなど考ふれば或は其邊の爲めにはあらざるか勿論清人の事業に對しては輕稅を課し外人には重稅を課するとは行ふべからざるとなれば一樣の稅率を定め以て清人をして工業を起さしめんとするの策なるやも知る可らず而して此の策が清國の財政上には却て重き稅率を定め事業を起すに困難ならしむるよりは其國帑を肥やすに於て利益なることは論ずるまでもなく清國に在留し又は清國に投資して事業を起さんとする外人等の歡心をも得ることとなるべけれども斯かる規定の下に製造業を起さんには却て之を輸入するよりも利益にして從て各自國の工事に關係することなれば各國公使等の意見は如何あるべきか嘗て我林公使が製造品課稅問題に贊成するや各國公使は清國內地に製造業を興すことを困難ならしむるだけ各自國の工業に利益ありとて却て贊成の意見を抱きたるもの多かりしが如し然るに今清の內地に製造に從事することが各自國より輸入するよりも便宜多しとすれば勢各自國の工業に關係を及ぼすこと多々なるべく各國使臣は如何に之を處辨せんとするか余は只此風說を起して以て之を後日の再探に讓る

●膠●州●灣●と●王●文●韶●

王文韶が膠州灣を以て他日清國の有力なる軍港と爲さんことを計畫したることは旣報の如くにして此程人を派して其地方を巡視せしめたることなるが其選に當りたるものは白河運漕督校補道盛王にして王は二名の獨國人と共に同地に出張したりと云ふ彼れが今回の出張は二回目にして其目的とする所は膠州灣を軍事上より觀察するよりは寧ろ同地方の一般狀況を觀察せん爲めなりと云ふ

●鐵●道●談●一●束●

吳淞上海鐵道が土地買上の困難なるが爲めに未だ起工に至らず土地有者の中には過般盛總辨が告示せし土地買收法の規定に從はず自己の定めたる價格にあらざれば斷然賣拂はざるべしとて中々意氣込强ければ鐵道公司は之が爲めに大に困却しつゝあれども兎に角近日此鐵道の中心點たる江灣にも工事を起し上海より來る線路と吳淞より來る線路とを其他に於て連接せしめんが爲めに來る六日より起工する筈なりと云ふ又天津なる官線鐵道局が鐵道總公司に合併し其總辦として校補道盛張振棨が事務を辨理し黃建筦加其補助として事務を採ることなりしが此程此二名の意見衝突して黃は辭職を申出で內輪の不始末は散々にして金錢上の不始末も多々あるよしなれば今後如何に始末を付くべきや心配するものも多しとなり

●新●事●業●一●二●

當地に計畫中なる一大船渠會社の總辦周某なるもの此程楊樹浦の對岸なる浦東の地七千畝を買入れ此所に船舶製造所及び船渠を築き器械其他は旣に歐洲に向ふて注文済となりたれば愈々來る九日を以て其土工に從事すべく其工事を了るは來る十月にして船舶の製造及び其修繕に從事することを得るに至るは本年末の事なるべしと又蕪湖に於ては其西門外に大精米會社を起さんとて計畫するものあり機械萬端は凡て歐米より輸入することゝなるべし而して此計畫には李鴻章の親戚某が關係しつゝありと云ふ又當地のイクイテーブル生命保險會社は此程杭州に支店を置き米人の鐵道用鐵軌開鑛紡績器械輸入業に從事するものあり其他水道電燈會社の起るなど杭州の新事業は日に益盛なる模樣なり

●四●川●の●鐵●道●

四川鐵道の事に關し此頃宜昌よりの來信

に依れば右の鐵道
山は其次にありて
縱して餓莩路に
死人の肉を割きて
夔州の太守劉心源
れ戒心を怠らざり
ものを捕へて之を
の廚高なるもの
て亂を爲さん計
之を鎭撫せしめ
向て救米數百石
千石を宜昌より
しつゝありと云

●李●鴻●章●と●肅●毅●刀●

十本を買求め來
肅毅の二字を刻
りたるよし其贈
天津鎭總兵羅榮
洛、宣化鎭總兵王
陳飛熊、樂字營統
統領李安堂、親兵
下十二名なりと

●三●汽●船●會●社●の●同●

して賃銀を一定
倒せんとしつゝ
邑に於て三會社
貨物は何れの會
して招商局は四
とし輪船の至る
ざることゝし此

●總●理●衙●門●と●佛●公●

に出頭して要南
章程を定めんが
は傳ふ

●張●蔭●桓●氏●

英皇
十一日天津を發
れば本日は當港
プレス號にて英

●珍●田●總●領●事●の●歸●

本日を以て歸申

●當●港●警●備●艦●更●代●

なりて本月中旬
しとの噂あり

○北

張氏の各國公使
日自宅に各國公
洋料理を饗應し
せしめ佛國公使
べたりと云ふ

●英●國●皇●室●への●贈●

りの贈品は磁器
掛地十二枚〇玉
右の外某親王、
り又張大使等一
と云ふ

●佛●國●大●統●領●の●贈●

赴きたる際清國
め今度清國皇帝